

[ホーム](#)[金融庁について](#)[お知らせ・広報](#)[政策・審議会等](#)[法令・指針等](#)[公表物](#)[ホーム](#) > [政策・審議会等](#)平成30年7月17日
令和元年6月6日追記
令和元年10月7日修正
金融庁

「FinTech実証実験ハブ」初の支援決定案件の実験結果について

金融庁では、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、平成29年9月21日、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、「FinTech実証実験ハブ」を設置しました([FinTech実証実験ハブの設置について](#))。

今般、本スキームにおける支援を決定した第1号案件（平成29年11月2日公表）の実証実験が終了し、その実験結果について、お知らせします。

実験概要

（実験内容）

ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続きを金融機関共同で実施するシステムの構築を検討（本枠組みに参加する金融機関のいずれかで本人確認済みの顧客が、他の参加金融機関との間で新規取引を行おうとする際には再度の本人確認を実施しない仕組みを検討）。

（実験期間）

平成29年11月から平成30年3月まで

（参加金融機関等）

株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
デロイト トーマツ グループ
S M B C日興証券株式会社
大和証券株式会社
株式会社千葉銀行
野村証券株式会社
株式会社福岡銀行

結果概要

- 本実証実験では、以下の流れで本人確認等を行うことを想定。
 - ① 顧客が、共同運営機関（コンソーシアム）に必要な本人特定事項を登録。
 - ② コンソーシアムは、経済制裁対象者リスト等に照らしてフィルタリング/スクリーニングを実施。該当がない場合、その旨をブロックチェーン上に記録。
 - ③ 顧客が金融機関Aにおいて取引を実施しようとする際は、コンソーシアムから金融機関Aに顧客の情報を引渡し。金融機関Aが顧客の本人確認を実施するとともに、上記情報を参考に取引可否を判断（顧客の本人確認時にブロックチェーン上の記録に誤りがあることが判明した場合には、コンソーシアムで再度①の手続きを実施）。
 - ④ 金融機関Aは、口座開設などの取引を実施した場合には、コンソーシアムを介して、ブロックチェーン上の顧客情報に実施した取引内容を記録。
 - ⑤ 顧客が金融機関Bにおいて取引を実施しようとする際は、コンソーシアムから金融機関Bに顧客の情報を引渡し。金融機関Bは、コンソーシアムを介して顧客が金融機関Aで本人確認済みであることを確認する（なお、その際、顧客が同様の取引を様々な金融機関で実施していないかなど、ブロックチェーン上に記録された当該顧客の取引履歴を参照し、なりすましのおそれがないかどうかを検証）。
- 本実証実験におけるブロックチェーン技術を活用した本人確認方法は、今回要件として定義したレベルの本人確認に対して技術的には十分に運用可能であることが確認された。一方で、コンソーシアムのあり方（担い手・組織など）やコンソーシアム職員の陣容・必要なスキル水準といった業務面における検討課題も残った。
- なお、今後は、全国銀行協会に新たに設置された「AML/CFT態勢高度化研究会」（平成30年6月設置）において、本実証実験の結果も参考にしながら、本人確認事務等の共同化に関し、幅広く研究が行われる予定。

※ 参考

デロイト トーマツ グループにおける実証実験結果に係るニュースリリースリンク先

<http://www.deloitte.com/jp/ja/kyc-platform>

一般社団法人全国銀行協会における実証実験結果に係るニュースリリースリンク先

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n9735/>

一般社団法人全国銀行協会におけるAML/CFT態勢高度化研究会に係るニュースリリースリンク先

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n9739/>

（令和元年10月7日追記）

- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」における、「金融機関Bが金融機関Aに委託して顧客と取引を行う場合、金融機関Aが既に当該顧客の本人確認を実施していれば、再度の本人確認は不要である」旨の規定（第13条第1項第1号）に関し、当該「委託」については、法令解釈上、契約締結に至る全部の過程を委託していない場合であっても、社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託があれば、同令第13条第1項第1号の規定を適用し得るものと解されます（詳細については、[FinTechサポートデスクFAQ](#)もご参照下さい。）。
- したがって、本人確認のみの委託は認められません。

※ 上記の法令解釈は、関係省庁に再度確認し、記載を改めたものです。

なお、従前の記載内容（平成30年7月17日掲載）については、[こちら](#)となります。

ホーム > 政策・審議会等

平成30年7月17日
令和元年6月6日追記
金融庁

「FinTech実証実験ハブ」初の支援決定案件の実験結果について

金融庁では、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、平成29年9月21日、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行う際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、「FinTech実証実験ハブ」を設置しました([FinTech実証実験ハブの設置について](#))。

今般、本スキームにおける支援を決定した第1号案件（平成29年11月2日公表）の実証実験が終了し、その実験結果について、お知らせします。

実験概要

（実験内容）

ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続きを金融機関共同で実施するシステムの構築を検討（本枠組みに参加する金融機関のいづれかで本人確認済みの顧客が、他の参加金融機関との間で新規取引を行う際にも、再度の本人確認を実施しない仕組みを検討）

（実験期間）

平成29年11月から平成30年3月まで

（参加金融機関等）

株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
デロイト トーマツ グループ
S M B C日興証券株式会社
大和証券株式会社
株式会社千葉銀行
野村證券株式会社
株式会社福岡銀行
みずほ証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

結果概要

○ 本実証実験では、以下の流れで本人確認等を行うことを想定。

- ① 顧客が、共同運営機関（コンソーシアム）に必要な本人特定事項を登録。
- ② コンソーシアムは、経済制裁対象者リスト等に照らしてフィルタリング/スクリーニングを実施。該当がない場合、その旨をブロックチェーン上に記録。
- ③ 顧客が金融機関Aにおいて取引を実施しようとする際は、コンソーシアムから金融機関Aに顧客の情報を引渡し。金融機関Aが顧客の本人確認を実施するとともに、上記情報を参考に取引可否を判断（顧客の本人確認時にブロックチェーン上の記録に誤りがあることが判明した場合には、コンソーシアムで再度①の手続きを実施）。
- ④ 金融機関Aは、口座開設などの取引を実施した場合には、コンソーシアムを介して、ブロックチェーン上の顧客情報に実施した取引内容を記録。
- ⑤ 顧客が金融機関Bにおいて取引を実施しようとする際は、コンソーシアムから金融機関Bに顧客の情報を引渡し。金融機関Bは、コンソーシアムを介して顧客が金融機関Aで本人確認済みであることを確認する（なお、その

各種窓口のご案内

金融行政モニター

入札公告等

申請・届出・照会

パブリックコメント

情報公開等

利用者の方へ

採用情報

関連リンク

新着情報配信サービス

調達情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

📄 Download Adobe READER(新!)

PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。お持ちでない方は、上のDownload Adobe READERボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください（新しいウィンドウで開きます）。

令和元年10月7日修正前

際、顧客が同様の取引を様々な金融機関で実施していないかなど、ブロックチェーン上に記録された当該顧客の取引履歴を参照し、なりすましのおそれがないかどうかを検証)。

- なお、金融庁としては、本人確認に係る法的位置付けの検討に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第13条における、「金融機関Bが金融機関Aに委託して顧客と取引を行う場合、金融機関Aが既に当該顧客の本人確認を実施していれば、再度の本人確認は不要である」旨の規定について、当該「委託」には、契約締結権まで委託せず、本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈を、関係省庁に確認した上で提供するなど、各種法令解釈についてサポートを実施。

※ 上記記載の法令解釈に関しては、現在、関係省庁と再協議中であるため、調整が終了次第、記載を改める予定です。本件についてのお問い合わせは企画市場局総務課調査室までご連絡下さい。(令和元年6月6日追記)

- 本実証実験におけるブロックチェーン技術を活用した本人確認方法は、今回要件として定義したレベルの本人確認に対して技術的には十分に運用可能であることが確認された。一方で、プラットフォームのあり方(担い手・組織)など、エコノミクスや競争力の陣取り・必須スキル水準といった業務面における課題も残った。

- なお、本庁は、全国銀行協会に新たに設置された「AML/CFT態勢高度化研究会」(平成30年6月設置)において、本実証実験の結果も参考にしながら、本人確認事務等の共同化に関し、幅広く研究が行われる予定。

※ 参考

デロイト トーマツ グループにおける実証実験結果に係るニュースリリースリンク先

<http://www.deloitte.com/jp/ja/kyc-platform>

一般社団法人全国銀行協会における実証実験結果に係るニュースリリースリンク先

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n9735/>

一般社団法人全国銀行協会におけるAML/CFT態勢高度化研究会に係るニュースリリースリンク先

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n9739/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

総合政策局 総合政策課 (内線2417、2918)

企画市場局 総務課調査室 (内線3911、3514)

サイトマップ

金融庁について

大臣・副大臣・政務官

金融庁について

所管の法人

予算・決算

採用情報

お知らせ・広報

報道発表資料

記者会見

講演等

広報誌アクセス

FSA

パンフレット

談話等

白書・年次報告

アクセス数の多いページ

更新履歴

車座ふるさとトーク

新着情報配信サービス

金融庁twitter

政策・審議会等

全庁を挙げた取り組み

金融制度等

金融研究センター

☑

取引所関連

企業開示関連

国際関係

銀行等預金取扱金融機関関係

証券会社関係

保険会社関係

金融会社関係

法令関係

その他

法令・指針等

法令等

金融関連法等の英訳

訳

金融検査マニュアル関係

監督指針・事務ガイドライン

Q & A

金融上の行政処分について

公表物

審議会・研究会等

委託調査・研究等

政策評価

白書・年次報告

金融機関情報

全金融機関共通

銀行等預金取扱機関

☑

保険会社関連

金融会社関連

店頭デリバティブ

取引規制関連

日本版スチュワードシップ・コード

☑

関連

国際関係

国際関係事務の基本的な方針等

グローバル金融連携

センター

(GLOPAC)

職員による英文講演

☑

職員が務めた国際会議議長等

日本にある金融関係国際機関

金融安定理事会

(FSB)

バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)

証券監督者国際機構 (IOSCO)

保険監督者国際機構 (IAIS)

その他

FinTechサポートデスクについて

金融庁では、「平成27事務年度 金融行政方針」([別紙 \(PDF : 128KB\)](#))を踏まえ、FinTech（金融・IT融合の動き）を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、平成27年12月、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置しました。

当デスクでは、FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う事業を営む、または新たな事業をご検討中の皆様から、具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関するご相談を受け付けます。また、併せて、FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う事業に関連する一般的なご意見・ご要望・ご提案などもお伺いし、積極的な情報交換・意見交換等を行っております。

なお、FinTechサポートデスクにおいて、開設以来受け付けた相談のうち、共通して寄せられた質問事項及び回答内容の概要（FAQ）については、以下に掲載しております。

受付方法

○金融庁FinTechサポートデスク担当宛に電話にてご相談ください。

受付時間：平日9時30分～18時15分

電話番号：03-3506-7080

留意事項

○必要に応じて、事業概要に関する資料のご提出等をお願いする場合がございます。

○ご相談の内容に応じて、より適切と思われる他機関の窓口をご紹介します場合がございます。

○金融庁に設置されている各種窓口のご案内は、[こちら](#)をご覧ください。

FAQの公表について

FinTechサポートデスクにおいて、開設以来受け付けた相談のうち、共通して寄せられた質問事項及び回答内容の概要（FAQ）について、以下のとおり公表します。

(略)

Q：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第13条第1項第1号の一般的な解釈について教えてほしい。

A：同条の解釈は下記のとおりです（関係省庁に確認済）。なお、個別具体的な御相談につきましては、関係当局にご連絡下さい。

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「令」という。）第13条第1項第1号の規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第4条第3項の「これに準ずるものとして政令で定める取引」として、特定事業者（A）が、他の特定事業者（B）に委託して行う令第7条第1項第1号に掲げる取引であって、B自らが他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行うものを規定したものです。このとき、Bが、既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとれば、Aには取引時確認義務（法第4条第1項）の規定を適用しないこととされています。
- また、AはBに契約締結に至る全部の過程を委託していない場合であっても、BがAと顧客等との間に入って紹介やあっせんを行うなど、社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託があれば、令第13条第1項第1号の規定を適用し得るものと解されますが、取引時確認事務のみを委託する場合に当該規定を適用することは認められません。
- なお、どのような場合に「社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託」があると解されるかは個別具体的に判断されることとなります。

Q：令第13条第1項第1号を適用し得る委託関係の具体例を教えてください。

A：令第13条第1項第1号を適用し得る特定事業者(A)と他の特定事業者(B)との委託関係としては、下記の例が挙げられます（あくまでも個別具体的に判断されることとなります。）。なお、いずれの場合においても、令第13条第1項第1号の適用に際して、Bは、令第13条第2項等に基づき、顧客等しか知り得ない事項の申告を受けるなど、当該顧客等の取引時確認を既に行っていることの確認が必要です。

（具体例1）銀行代理業を取得している証券会社が銀行の口座開設の代理・媒介を行っているなど、銀行法や金融商品取引法等に基づき、BがAの行う令第7条第1項第1号に定める取引について、代理や媒介等を行い、契約締結そのものの委託又は社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託がある場合。

（具体例2）当該顧客等がAと取引を行うに当たり、下記の事項を全て満たすなど、社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託がある場合。

- ・令第13条第1項第1号の適用に当たり、当該顧客等は、既にBと取引関係(取引時確認済)にある（Bの取引時確認が完了しない限り、Aは当該顧客等と令第7条第1項第1号に定める取引を行うことができない。）。

- ・Bは、Aと当該顧客の取引申込手続の際に、Bの社名をAのウェブサイト等に明示した（Bのウェブサイト等へと移行させる場合を含む。）上で、Aと当該顧客等との間に入ってアカウントのログインID・パスの入力を当該顧客等に要求する。

- ・BがAに当該顧客等に紐づく識別番号を提供することなどにより、AはBが保有する当該顧客等の情報を確認することが可能である。